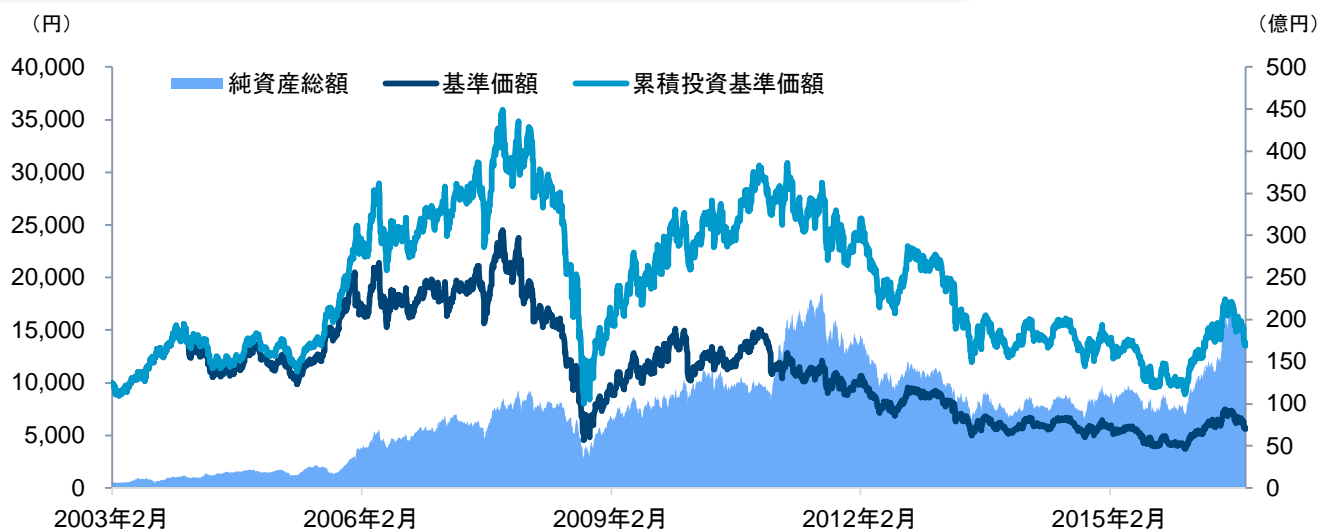


# ブラックロック・ゴールド・ファンド

## 追加型投信／海外／株式 特別レポート

ブラックロック・ジャパン株式会社

### 設定来基準価額と純資産総額の日次推移(期間:2003/2/25~2016/10/12)



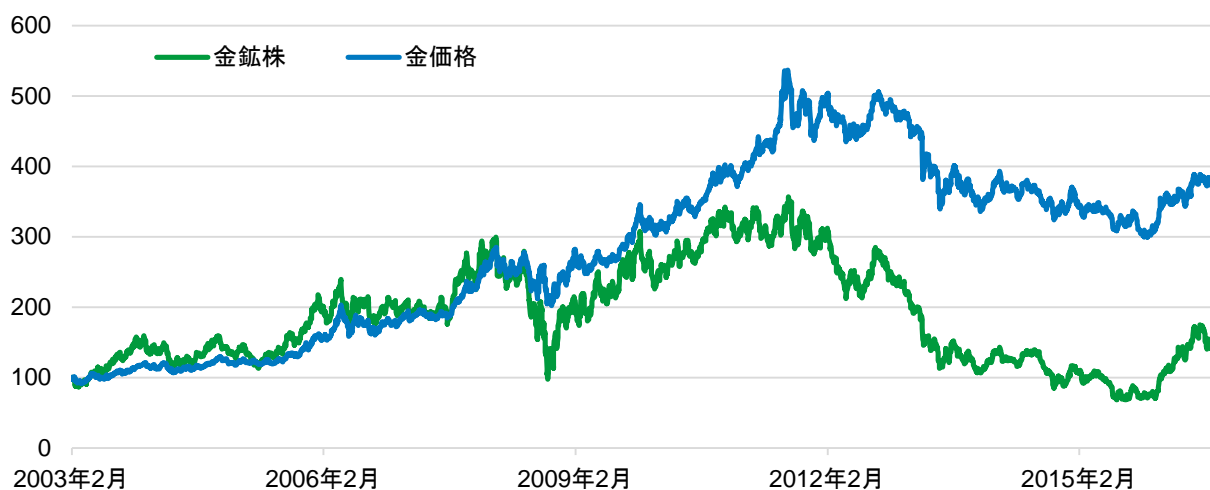
出所:ブラックロック・ジャパン

※基準価額および累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

※累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものと算出しています。

**上記のグラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。**

### (図表1) 金鉱株価と金価格の推移 (期間:2003/2/25~2016/10/12、日次)



出所: Bloomberg 期間:2003年2月25日~2016年10月12日(日次)

金鉱株はFTSE金鉱業株インデックス(米ドルベース)、金はロンドン市場の金価格(米ドル/トロイオンス)を使用。2003年2月25日の値を100として指数化。

**お申込みの際は必ず投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。**

**本資料の3、4ページに当ファンドに係る投資リスク、その他の重要事項、5、6ページに手数料を記載しておりますので、必ずご覧下さい。**

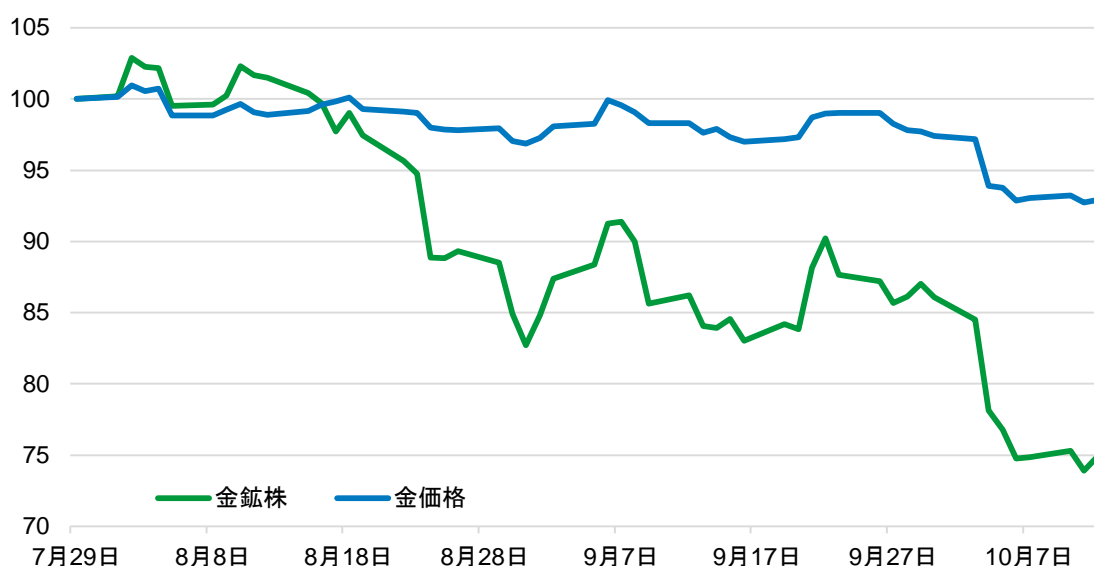
## 直近の値動き

2016年に入り市場の不透明感が広がる中、安全資産とされる金の需要が高まり、金価格(米ドルベース)は昨年末から半年間で約25%上昇しました。

しかしながら、8月以降はポジティブな米経済指標を背景とする政策金利引き上げの観測から、金利を生まない金を手放す動きが出ているため、金価格は調整を余儀なくされています。特に8月は、同月下旬のイエレンFRB議長の講演に注目が集まり、追加利上げに関してタカ派的な発言があると見た市場参加者が、事前に金の売却に動いたため、同月中旬より金価格は軟調に推移しました。

また、10月初めはラッカー米リッチモンド連銀総裁による追加利上げへの前向きな発言があり、金が売られる展開となりました。なお、通常このような下落局面においては、金の消費大国である中国が金買いに動く傾向が見られますが、当月初めは中国が国慶節(連続祝日)にあたることから、売買に参加しておらず、特に10月4日には約3.4%下落しました。また、このような金価格の軟調な推移を受け、金鉱株式は大幅に下落する局面も見られました。(図表2参照)

(図表2) 足元の金鉱株価と金価格の推移 (期間:2016/7/29~2016/10/12、日次)



出所: Bloomberg 期間:2016年7月29日~2016年10月12日(日次)

金鉱株はFTSE金鉱業株インデックス(米ドルベース)、金はロンドン市場の金価格(米ドルトロイオンス)を使用。2016年7月29日の値を100として指数化。

ただ、我々はこれらの動きは短期的なものだと考えています。世界的に低金利環境が定着している中、米国の利上げが目立つ格好となっておりますが、そのペース自体は緩やかで、引き上げ幅も小幅になると考えています。同時に、米国には2%のインフレ目標があるため、中長期的に金価格への影響が大きい実質金利(=名目金利-物価上昇率)が大きく上昇することは考えにくいでしょう。(過去、実質金利が大幅に上昇する場合には、金価格が下落しやすい傾向にありました)

英国のEU離脱問題やテロリズム等の地政学的リスクが混在する不確実性が高い環境下で、安全資産としての金に対する需要は引き続き高まるものと見ています。また、金鉱企業は2014年以降、金鉱開発のための投資を控えるなど経費削減を推し進めてきたため、今後数年間は金の新規生産量の減少から需給が逼迫する可能性があり、このことも金価格の下支え要因となると考えております。

さらに、数年前との比較では、原油価格が低位で推移しており、金鉱企業にとって燃料費の負担が小さくなっています。また、新規鉱山の開発が低調となっていることを背景に、金鉱業界の労働市場は買い手市場となっており、人件費を抑制しやすい状況にあります。こうしたコストの抑制は金鉱企業の利益率増加に貢献すると考えられます。したがって、金価格が堅調に推移する局面においては、金鉱株式には、金現物と比較して、より大きな収益機会があると見ています。

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様には帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

### ● 鉱山株・金鉱株投資のリスク

当ファンドは、鉱山株のなかでも金鉱株を主要投資対象とします。金鉱株とは鉱山株のなかでも金の採掘・精練等を行う企業の株式であり、金価格を反映して金価格よりもダイナミックに変動する特徴があります。金鉱株の価値の決定要因は所有する金鉱山の埋蔵量、産金コスト、金価格等ですが、産金コストを一定とすると、金価格の値動きが株価に与える影響が大きくなります。また、世界の経済および市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

### ● 特定業種への投資のリスク

当ファンドは、貴金属・一般非鉄金属(銅、アルミ、ニッケル、錫、亜鉛、鉛等)の採掘・精練等を行う企業の株式を主要投資対象とします。特定業種への集中投資を行うため、より広い業種に分散して投資する場合と比較して特定業種の動向の影響を大きく受け、結果として基準価額の値動きが大きくなる場合があります。

### ● 為替変動リスク

当ファンドの基準価額は、円建てで表示されます。一方、当ファンドは主として外貨建資産に投資します。当ファンドは原則として、外貨建資産に対して為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

### ● 中小型株式投資のリスク

当ファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場の全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

### ● カントリー・リスク

当ファンドは、世界各国の株式に投資し、また、エマージング諸国の発行体が発行する株式にも投資します。主として先進国市場に投資する場合と比べてエマージング諸国への投資は、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

### ● デリバティブ取引のリスク

当ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

上記は基準価額の主な変動要因であり、変動要因は上記に限定されるものではありません。

# 投資リスク

## その他の留意点

- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金に関する留意点
  - 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - 分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - 投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

## リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

## 本資料に関してご留意いただきたい事項

- 本資料は、当ファンドの特色や投資対象、リスク要因および留意点についてご理解を深めていただく目的でブラックロック・ジャパン株式会社が作成した商品の販売用資料です。
- 当ファンドの基準価額は、当ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
- 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。
- 当ファンドを取得される場合には、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本資料はブラックロック・ジャパン株式会社が信頼できると判断した資料・データ等により作成いたしましたが、その正確性および完全性について保証するものではありません。また使用されるデータ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。
- 本資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

### 【当資料で使用したデータの著作権について】

- FTSE金鉱業株インデックスは、FTSEインターナショナルリミテッドにより算出される指数です。FTSEの指数（インデックス）は、いずれもFTSEの商標であり、そのあらゆる権利はFTSE及び／又は、その許諾者に帰属します。すべての情報は、参考のために提供されるだけです。FTSEは、FTSEの指数又はその基礎データのいかなる誤りもしくは欠落等に関して一切責任を負うものではありません。

## お申込メモ

購入単位	一般コース:1万口以上1万口単位 累積投資コース:1万円以上1円単位 販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	一般コース:1万口以上1万口単位 累積投資コース:1口以上1口単位 販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	トレント証券取引所が休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金は受付けません。 ※企業動向・市場環境等の変化により、今後購入・換金申込受付不可日が変更になる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。
信託期間	無期限(設定日:平成15年2月25日)
繰上償還	当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
決算日	1月27日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 累積投資コースを選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

## 委託会社、その他の関係法人の概況

## 【委託会社】

ブラックロック・ジャパン株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第375号  
 一般社団法人投資信託協会会員/  
 一般社団法人日本投資顧問業協会会員/  
 日本証券業協会会員/  
 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会会員

## 【受託会社】

三菱UFJ信託銀行株式会社  
 (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

## 【投資顧問会社】

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

## 【販売会社】

7ページをご覧ください。

## ファンドの費用・税金

### ■ ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.24% (税抜3.00%)</b> を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対して<b>年2.16% (税抜2.00%)</b>の率を乗じて得た額          ※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときファンドから支払われます。          ※委託会社の報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。</p>						
運用管理費用の配分	<table border="1"> <tr> <td>(委託会社)</td> <td>年1.080% (税抜1.00%)</td> </tr> <tr> <td>(販売会社)</td> <td>年0.972% (税抜0.90%)</td> </tr> <tr> <td>(受託会社)</td> <td>年0.108% (税抜0.10%)</td> </tr> </table>	(委託会社)	年1.080% (税抜1.00%)	(販売会社)	年0.972% (税抜0.90%)	(受託会社)	年0.108% (税抜0.10%)
(委託会社)	年1.080% (税抜1.00%)						
(販売会社)	年0.972% (税抜0.90%)						
(受託会社)	年0.108% (税抜0.10%)						
その他の費用・手数料	<p>目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.108% (税抜0.10%)を上限として、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき、ファンドから支払うことができます。          ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。          ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>						

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

### ■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および 地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換 金 ( 解 約 ) 時 及 び 償 還 時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2016年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 投資信託説明書(交付目論見書)のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したものです、その正確性、完全性を保証するものではありません。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○			○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第62号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第180号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第197号	○			
SMBC日興証券株式会社 (SMA取引、ダイレクトコース)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
UBS証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2633号	○	○	○	○
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○			
西日本シティ証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
株式会社三菱東京UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○		○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	
株式会社千葉銀行 (インターネットバンキング、テレフォンバンキング) および ちばぎんコンサ ルディングプラザ(千葉・柏・船橋)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社三井住友銀行 (インターネット・モバイル専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイ ション・リミテッド *	登録金融機関	関東財務局長(登金)第105号	○		○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社SMBC信託銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○			
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○			
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	○			
株式会社東邦銀行 *	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	

\*印の販売会社では、新規お申込みを受付けておりません。